

# ● 司法書士政治連盟の活動実績(抄) ●

昭和39年	第一次行政改革にて「司法書士制度は廃止の方向で検討する」という報道がなされ、司法書士界に激震!!が走る
昭和40年	日本司法書士政治連盟大阪会 結成(政治連盟の発祥)
昭和42年	日本司法書士会連合会(以下「日司連」という)第20回定時総会 「司法書士政治連盟全国組織の早期実現化の要望」緊急動議可決
昭和44年	日本司法書士政治連盟 結成(司法書士専門職能団体が政治活動展開の基盤を確立)
昭和58年	全国50単位会すべての地域で政治連盟が結成
昭和59年	日本司法書士制度推進議員連盟(以下「議連」という)結成 司法書士制度の充実、発展のためにご尽力を頂いている超党派の国会議員により組成されている (平成30年2月28日現在184名)
昭和60年	課税標準を固定資産評価額の1.5倍とする登録免許税の増税を阻止
平成13年	司法制度改革推進法成立
平成14年	司法書士法改正(簡易裁判所代理権を付与)
平成15年	裁判所法改正(簡裁事物管轄を90万円から140万円に拡大)
平成18年	司法書士の労働者派遣導入を阻止 司法書士の労働者派遣を法務省が容認する旨の報道が突然されたが、全国で反対運動を展開し、 司法書士の労働者派遣導入を阻止した
平成18年	電子定款の認証代理に関する法務省民事局通達(代理権を認める)
平成19年	商業・法人登記の他土業への開放を阻止 他土業からの度重なる開放要求に対し、司法書士制度の根幹を守るため反対活動を展開。双方の 議連、政治連盟、連合会の協議により決着した
平成20年	不動産登記オンライン別送方式・司法書士の職権による登記識別情報有効性確認権限の実現
平成27年	空家等対策の推進に関する特別措置法7条協議会の構成員に司法書士が加わる
平成27年	不動産登記令等改正に伴い、資格証明情報に代え、会社法人等番号を記載する取扱いに変更 資格証明情報制度を継続。当初「全面廃止」の方針であったが、会社法人等番号に代えて提供す る資格証明情報の期間を「1か月以内」で決着した
平成28年	成年後見制度利用促進関連二法成立 リーガルサポート・日司連・日本成年後見法学会等と協働し、5年半をかけて議員立法により成立させた
平成29年	戸籍等職務上請求(1号)権限の実現 ①法定相続情報証明書の取得のため ②自治体からの委託による所有者不明土地、空き家の相続人調査のため ③市区町村長申立による成年後見人等選任に係る親族調査のため



日本司法書士政治連盟

〒160-0003東京都新宿区四谷本塩町4番37号

[http://www.ns-seiren.net/mail\\_nsseiren@iris.ocn.ne.jp](http://www.ns-seiren.net/mail_nsseiren@iris.ocn.ne.jp)

TEL 03-3359-0498 FAX 03-5366-5310